

障害のある方の職場実習を受け入れた事業主の皆様

✧ 障害のある方の就労や職場の定着を支援します！ ✧

障害者等 職場実習受入れ奨励金

を活用しませんか？

1 事業主あたり

最大

8 万円



実習 1 日あたり 4, 0 0 0 円支給します。
(同一年度内において、1 事業主につき 2 0 日を上限とします。)

支給
要件



中野区障害者福祉事業団が実施している「中野区障害者雇用促進事業」の利用登録を受けている障害者で、当該事業団から依頼があった障害者の職場実習を受け入れた事業主



1 日あたりの受入れ時間数が 3 時間以上である

詳細は、以下担当まで、お問い合わせください。

障害者の職場実習の受入れに関すること

一般財団法人 中野区障害者福祉事業団 就労支援担当係

TEL 03-3388-2941

FAX 03-3388-2942

E-mail Job@sfj-city-nakano.or.jp

障害者等職場実習受入れ奨励金の申請や支払に関すること

中野区 健康福祉部 障害福祉課 障害者施策推進係

TEL 03-3228-8832

FAX 03-3228-5662

E-mail shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp